



# 金沢市公報

第2546号の2

平成19年(2007年)3月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ
● 監査公表	
○ 監査公表 (第8号 - 第10号) (監査事務局)	1

## 監 査 公 表

### ●金沢市監査公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により実施した財務事務監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成19年3月12日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

#### 1 監査の対象局課

産業局 農林部 農林総務課、農林基盤整備課、農業センター  
 市民局 市民参画課、広報広聴課  
 福祉健康局 介護保険課

#### 2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、上田忠信、増江 啓

#### 3 監査の範囲

平成18年度の事務事業(ただし、必要と認められた平成17年度以前の事務事業を含む。)

#### 4 監査の期間

平成18年12月15日から平成19年2月27日まで

#### 5 監査の対象項目

課 名	財 務 事 務 監 査 項 目
農林総務課	減免に関する事務、資金前渡に関する事務、収入に関する事務、需用費(飼料費)に関する事務、委託料に関する事務、普通財産の管理・運用に関する事務
農林基盤整備課	減免に関する事務、資金前渡に関する事務、需用費(小額工事)に関する事務、委託料に関する事務、原材料費に関する事務、普通財産の管理・運用に関する事務
農業センター	減免に関する事務、資金前渡に関する事務、収入に関する事務、役務費に関する事務、委託料に関する事務、使用料及び賃借料に関する事務
市民参画課	資金前渡に関する事務、委託料に関する事務、使用料及び賃借料に関する事務、普通財産の管理・運用に関する事務
広報広聴課	資金前渡に関する事務、役務費に関する事務、委託料に関する事務、使用料及び賃借料に関する事務
介護保険課	減免に関する事務、資金前渡に関する事務、介護保険費特別会計に係る収入・支出に関する事務

#### 6 監査の方法

財務事務監査

財務に関する事務の適正かつ効率的な執行の観点から、次の事項に重点を置いて、あらかじめ必要があると

認められる監査資料の提出を求め、関係帳票類の照合、通査及び関係職員からの説明聴取により監査を行った。

重 点 事 項	主 な 監 査 資 料
減免に関する事務	減免申請書、歳入調定簿兼収入原簿
資金前渡に関する事務	支出負担行為何書、資金前渡精算書
収入に関する事務	日計明細書、歳入調定簿兼収入原簿
需用費（飼料費、小額工事）に関する事務	支出負担行為何書、請書
役務費に関する事務	支出負担行為何書、契約書
委託料に関する事務	支出負担行為何書、委託契約書、委託業務結果報告書
使用料及び賃借料に関する事務	支出負担行為何書、賃貸借契約書
原材料費に関する事務	支出負担行為何書
介護保険費特別会計に係る収入・支出に関する事務	歳入調定簿兼収入原簿、支出負担行為何書、住宅改修費等支給申請書
普通財産の管理・運用に関する事務	財産台帳

#### 7 監査の結果

対象課ごとの内容は、次のとおりである。

#### 産業局 農林部 農林総務課

##### 1 減免に関する事務について

平成18年度の減免の状況は、次のとおりである。

一般会計

(平成18年11月末日現在)

区 分 (減免事由)	件 数	減 免 額
行政財産目的外使用料（金沢市放牧場敷地に上水道管路を埋設する等公共の用に供するものであるため）	5 件	47,888 円
金沢湯涌みどりの里使用料（市が主催する事業に使用するものであるため）	1	2,620

減免に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

##### 2 資金前渡に関する事務について

平成18年度の資金前渡（賃金を除く）の状況は、次のとおりである。

ア 一般会計

(平成18年11月末日現在)

区 分	件 数	前渡金受高	支払精算高	差引残高
委員報酬	1 件	130,000 円	104,000 円	26,000 円
委員謝礼金	7	796,000	731,000	65,000
招へい旅費	1	16,860	16,860	0
交際費	1	120,000	49,392	70,608
先進地視察出席者負担金	1	20,000	20,000	0
成分分析等手数料	2	17,290	17,290	0
道路等使用料	10	34,700	17,210	17,490

イ 市営地方競馬事業費特別会計

(平成18年11月末日現在)

区 分	件 数	前渡金受高	支払精算高	差引残高
勝馬賞金等報償金	4 件	193,575,520 円	167,212,420 円	26,363,100 円
派遣医師等謝礼金	5	226,649	226,649	0
勝馬投票券払戻金等準備金	19	1,068,600,000	40,242,860	1,028,357,140

資金前渡（賃金を除く）に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

##### 3 収入に関する事務について

平成18年度の収入（使用料）の状況は、次のとおりである。

## 一般会計

(平成18年11月末日現在)

款	項	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入率 (C) / (A)	収納率 (C) / (B)
14	使用料及び手数料	158,421,000	83,498,057	79,854,625	50.4	95.6

収入(使用料)に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、次の改善すべき事項を適正に処理されたい。

納期限後に納付された放牧場使用料の収入金について、その充当順位を誤り延滞金より使用料を優先している事例が見受けられ、延滞金の調定もなされていないので、適正を期す必要がある。

## 4 需用費に関する事務について

平成18年度の需用費(飼料費)の状況は、次のとおりである。

## 一般会計

(平成18年11月末日現在)

区 分	購 入 先	契約金額	支出済額
乳牛配合用飼料	金沢市農業協同組合 外1組合	1,583,400 円	1,169,280 円
乳牛飼料用牧草	金沢市農業協同組合	1,147,191	1,147,191
牧草用肥料	金沢市農業協同組合	1,411,200	1,411,200
乳牛飼料用鉱塩等	石川県酪農業協同組合 外1組合	575,956	525,556

需用費(飼料費)に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

## 5 委託料に関する事務について

平成18年度の委託料(国事業を除く事業委託)の状況は、次のとおりである。

## ア 一般会計

(監査対象のうち100万円以上のものを記載)

(平成18年11月末日現在)

業 務 名	契 約 先	契約金額	支出済額
金沢市新農政プラン(仮称)策定支援業務	(株)国土開発センター	2,520,000 円	- 円
学校体験農園指導事業	地元農業指導者24名	2,517,000	2,517,000
金沢湯涌みどりの里樹木管理業務	湯涌みどりの会	2,005,500	840,000
石川県金沢食肉流通センター管理業務	(社)石川県金沢食肉公社	147,080,000	132,300,000
さけ資源増殖事業等 3件	金沢漁業協同組合 外2社	4,150,000	650,000

## イ 市営地方競馬事業費特別会計

(監査対象のうち100万円以上のものを記載)

(平成18年11月末日現在)

業 務 名	契 約 先	契約金額	支出済額
投票等運営管理業務	日本トーター(株)	22,995,000 円	15,330,000 円
地方競馬共同在宅投票システムを利用する 電話投票業務 2件	オッズ・パーク(株)	9,242,586	5,260,934
着順写真撮影等業務	(株)プラスミック 関西支店	9,806,895	9,806,895
実況テレビ放送業務	(株)プラスミック 関西支店	4,575,060	4,575,060
大型映像表示装置放映業務	(株)プラスミック 関西支店	1,067,412	1,067,412
映像伝送業務	(株)日本レーシングサービス	2,406,437	1,604,290
競走馬発走業務	国際警備保障(株)	2,274,993	1,516,662
競走馬薬物検査業務	(財)競走馬理化学研究所	2,012,324	1,274,983
金沢場外開設日に係るスタンド等清掃業務	(株)トスマク・アイ	1,981,910	1,248,480
競馬場内清掃業務	(株)トスマク・アイ	1,669,800	1,113,200

委託料(国事業を除く事業委託)に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

## 6 普通財産の管理・運用に関する事務について

平成18年度の普通財産の管理・運用状況は、次のとおりである。

一般会計

(平成18年11月末日現在)

区 分	所 在 地	土 地		建 物	管 理 ・ 運 用 状 況
		筆数	地 積	延床面積	
湯涌農村広場	芝原町イ14番地	51 <sup>筆</sup>	5,232.64 <sup>m<sup>2</sup></sup>	25.72 <sup>m<sup>2</sup></sup>	地元町会連合会に管理委託

普通財産の管理・運用に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

## 産業局 農林部 農林基盤整備課

## 1 減免に関する事務について

平成18年度の減免の状況は、次のとおりである。

ア 一般会計

(平成18年11月末日現在)

区 分	減 免 事 由	件数	減免額
法定外公共物使用料	金沢市法定外公共物管理条例第9条第1号に規定する公用又は公共用に供するもの	8 <sup>件</sup>	66,782 <sup>円</sup>
	金沢市法定外公共物管理条例第9条第3号に規定する水路等を通路として架橋するもので市長が特に必要と認めるもの	7	9,697
行政財産目的外使用料	電柱、管理事務所、泡消火剤備蓄タンク、公園、自動車道路など公益事業用の使用や市の事業推進に使用するなど市長が特に必要と認めるもの	5	19,952

イ 農村下水道事業費特別会計

(平成18年11月末日現在)

区 分	減 免 事 由	件数	減免額
行政財産目的外使用料	電柱等公益事業用の使用など市長が特に必要と認めるもの	3 <sup>件</sup>	9,000 <sup>円</sup>

減免に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

## 2 資金前渡に関する事務について

平成18年度の資金前渡（賃金を除く）の状況は、次のとおりである。

一般会計

(平成18年11月末日現在)

区 分	件 数	前渡金受高	支払精算高	差引残高
研修受講料	2 <sup>件</sup>	28,000 <sup>円</sup>	28,000 <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>
研修会出席者負担金	3	21,000	21,000	0
道路使用料	1	4,200	4,200	0

資金前渡（賃金を除く）に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

## 3 需用費に関する事務について

平成18年度の需用費（小額工事）の状況は、次のとおりである。

ア 一般会計

(平成18年11月末日現在)

工 事 名 等		契約金額	支出済額
水路整備工事	高尾町水路整備工事 外51件	49,170,450 <sup>円</sup>	44,256,450 <sup>円</sup>
農道整備工事	相合谷町農道整備工事 外20件	15,928,500	15,246,000
排水機場管理等工事	北間排水機場電動弁取替修繕工事 外4件	1,630,650	1,630,650
医王ダム維持管理等工事	医王ダム上水設備修繕工事 外2件	283,500	283,500
農業費その他小額工事	堅田町揚水ポンプ撤去工事 外1件	1,459,500	1,459,500
林道等維持管理等工事	林道湯涌犀川線修繕工事 外54件	24,687,600	22,729,350
医王の里維持管理等工事	医王の里電気設備修繕工事 外6件	3,417,750	3,417,750

金沢海辺の林管理等工事	栗崎やすらぎの林木製縁石修繕工事 外5件	1,387,050	1,387,050
林業費その他小額工事	犀鶴線他1箇所看板設置工事 外11件	3,291,750	3,291,750

## イ 農村下水道事業費特別会計

(平成18年11月末日現在)

工 事 名 等		契約金額	支出済額
農村下水道管渠等修繕工事	下水道管渠修繕工事 外12件	4,411,050 円	4,411,050 円
農村下水道処理施設修繕工事	農村下水道三谷地区処理施設調整槽液位計修繕工事 外8件	2,368,065	2,368,065

需用費(小額工事)に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

## 4 委託料に関する事務について

平成18年度の委託料(国事業を除く事業委託)の状況は、次のとおりである。

## ア 一般会計

(監査対象のうち200万円以上のものを記載)

(平成18年11月末日現在)

業 務 名	契 約 先	契約金額	支出済額
河北潟周辺排水機塵芥処理業務委託	金沢市清掃(株)	2,625,000 円	1,531,250 円
医王ダム監視・管理設備保守点検業務委託	日本電気(株)北陸支社	2,436,000	-
「森づくり巡視指導員」設置業務委託	金沢市林業振興協議会	4,050,000	4,050,000
選木委託(金沢工区)	金沢市森林組合	3,423,000	3,423,000
平成18年度林道路面管理業務委託	金沢市森林組合	5,565,000	-
林道草刈業務委託(金沢地区)	金沢市森林組合	3,780,000	3,780,000
「一般県道金沢小松自転車道」管理委託	打木町生産組合	2,100,000	-
松くい虫防除(地上散布、スプリンクラー散布)業務委託	金沢市森林組合	2,289,000	2,289,000
松くい虫奨励駆除業務委託(その1)	金沢市森林組合	2,730,000	-

## イ 農村下水道事業費特別会計

(監査対象のうち200万円以上のものを記載)

(平成18年11月末日現在)

業 務 名	契 約 先	契約金額	支出済額
二俣地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	金沢環境管理(株)	3,412,500 円	1,990,625 円
俵地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	金沢市清掃(株)	2,509,500	1,463,875
別所地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	(株)金沢浄化槽サービス	2,992,500	1,745,625
東原地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	北研エンジニアリング(株)	2,446,500	1,427,125
葉師谷地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	北研エンジニアリング(株)	3,654,000	2,131,500
北袋地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	(株)オキシー	2,257,500	1,316,875
三谷地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	(株)クリーンテックサービス	2,940,000	1,715,000
農村下水道処理施設水質検査業務	(株)金沢環境サービス公社	2,294,250	1,147,122
平成18年度下水道管渠維持管理業務	(株)金沢環境サービス公社	5,115,075	2,692,134
農村下水道使用料徴収業務委託	金沢市公営企業管理者	3,504,417	1,487,871

委託料(国事業を除く事業委託)に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

## 5 原材料費に関する事務について

平成18年度の原材料費の状況は、次のとおりである。

## 一般会計

(平成18年11月末日現在)

区 分	購 入 先	契約金額	支出済額
土砂混合砕石(敷砂利用)	内川建設(株) 外4社	5,241,600 円	5,241,600 円
生コンクリート	金沢地区生コンクリート協同組合	35,819,595	35,819,595
コンクリート製品	川上産業(株)	2,175,820	2,175,820

間伐材	森本森林組合 外1組合	5,034,750	5,034,750
ベンチフリューム	金沢コンクリート工業(株)	97,440	97,440

原材料費に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

#### 6 普通財産の管理・運用に関する事務について

平成18年度の普通財産の管理・運用状況は、次のとおりである。

一般会計

(平成18年11月末日現在)

区 分	所 在 地	建 物	管理・運用状況
		延床面積	
医王の里	大菱池町ニ34番地	1,107.06 m <sup>2</sup>	金沢市森林組合に管理委託

普通財産の管理・運用に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

#### 産業局 農林部 農業センター

##### 1 減免に関する事務について

平成18年度の減免の状況は、次のとおりである。

(平成18年11月末日現在)

区 分 (減免事由)	件 数	減 免 額
行政財産目的外使用料 (飲料水自動販売機：職員及び市民の福利厚生のため)	1 件	2,156 円
行政財産目的外使用料 (金沢市長選挙ポスター掲示板：本市が行う事業で公共の利益のため)	1	85

減免に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

##### 2 資金前渡に関する事務について

平成18年度の資金前渡 (賃金を除く) の状況は、次のとおりである。

(平成18年11月末日現在)

区 分	件 数	前渡金受高	支払精算高	差引残高
講師・委員等謝礼金	18 件	949,000 円	844,000 円	105,000 円
招へい旅費	2	33,720	33,720	0
会議等出席者負担金	5	35,000	35,000	0
県証紙購入費	1	4,200	4,200	0
高速道路使用料	2	7,800	7,800	0

資金前渡 (賃金を除く) に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

##### 3 収入に関する事務について

平成18年度の収入 (財産売払収入 (生産物売払収入)) の状況は、次のとおりである。

(平成18年11月末日現在)

款	項	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入率 (C) / (A)	収納率 (C) / (B)
17 財産収入	2 財産売払収入	2,400,000 円	2,320,292 円	1,918,397 円	79.9 %	82.7 %

収入 (財産売払収入 (生産物売払収入)) に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、次の改善すべき事項を適正に処理されたい。

生産物売払に伴う調定について、約1か月分をまとめて行っているが、適時行う必要がある。

##### 4 役務費に関する事務について

平成18年度の役務費の状況は、次のとおりである。

(監査対象のうち10万円以上のものを記載)

(平成18年11月末日現在)

業 務 名	契 約 先	契約金額	支出済額
温室環境制御機器保守点検	(株) イー・エス・デイ	346,500 円	346,500 円
温室保守点検	日栄商事 (株)	294,000	294,000

役務費に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

#### 5 委託料に関する事務について

平成18年度の委託料（国事業を除く事業委託）の状況は、次のとおりである。

(監査対象のうち10万円以上のものを記載)

(平成18年11月末日現在)

業 務 名	契 約 先	契約金額	支出済額
加賀野菜品質向上対策等実証圃設置委託7件	金沢れんこん生産組合 外5団体、4個人	1,045,000 <sup>円</sup>	150,000 <sup>円</sup>
金沢スイカまつり開催業務委託	金沢スイカまつり実行委員会	700,000	700,000
加賀野菜生産拠点強化事業等業務委託 2件	金沢市農産物ブランド協会	1,050,000	1,050,000
「首都圏」加賀野菜PR事業委託	金沢市農産物ブランド協会	500,000	500,000
平成18年度金沢農業こども塾に係る業務委託	金沢農業こども塾運営委員会	500,000	500,000
イノシシ等獣害防止対策事業委託	イノシシ等獣害防止対策連絡会	750,000	750,000
料理の彩り素材活用事業モデル地区業務委託	湯涌みどりの会、二俣町生産組合	200,000	-
平成18年度加工品の研究開発等に係る業務委託	金沢市農産物加工調理研究会	300,000	300,000

委託料（国事業を除く事業委託）に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

#### 6 使用料及び賃借料に関する事務について

平成18年度の使用料及び賃借料の状況は、次のとおりである。

(監査対象のうち10万円以上のものを記載)

(平成18年11月末日現在)

業 務 名	契 約 先	契約金額	支出済額
生産調整現地確認用レンタカー借上料	オリックス・レンタカー北陸(株)	146,370 <sup>円</sup>	146,370 <sup>円</sup>
電子複写機賃借料	石川リコー(株)	880,000	541,124

使用料及び賃借料に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

### 市民局 市民参画課

#### 1 資金前渡に関する事務について

平成18年度の資金前渡（賃金を除く）の状況は、次のとおりである。

(平成18年11月末日現在)

区 分	件 数	前渡金受高	支払精算高	差引残高
委員報酬	2 件	299,000 <sup>円</sup>	299,000 <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>
講師謝礼金	39	972,052	860,943	111,109
招へい旅費	4	277,040	275,560	1,480
交際費	3	190,000	130,000	60,000
研修等出席者負担金	3	24,200	23,200	1,000
講座等受講料	2	4,280	4,280	0
道路使用料等	7	14,400	10,800	3,600

資金前渡（賃金を除く）に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

#### 2 委託料に関する事務について

平成18年度の委託料（事業委託）の状況は、次のとおりである。

(監査対象のうち50万円以上のものを記載)

(平成18年11月末日現在)

業 務 名	契 約 先	契約金額	支出済額
消費生活改善普及実践事業委託	金沢市校下婦人会連絡協議会	1,520,000 <sup>円</sup>	1,090,000 <sup>円</sup>
平成18年度適正計量管理業務委託	石川県計量協会	700,000	100,000
住居表示番号付定調査業務	(株)刊広社	779,520	384,720
NPO活動支援事業委託	特定非営利活動法人いしかわ市民活動ネットワークセンター	500,000	500,000

平成18年度金沢市班回覧業務委託	野町校下町会連合会 ほか61校下町会連合会	2,909,300	-
旧町名(袋町)復活に関する調査等業務	(株)サンワコン 金沢支店	2,100,000	-
金沢市協働推進計画策定業務委託	能登印刷(株)	1,750,770	-
「コミュニティ意識等実態調査」の共同研究	国立大学法人金沢大学	2,499,000	2,499,000
金沢市町会連合会大会、ファミリー・フェスタ開催委託	(株)サウンド・ソニック	3,899,700	3,899,700
男女共同参画情報誌「るうぷ」制作業務	ジェンダーイコーリテイ金沢きらめき'S	2,000,000	1,800,000
「女と男の生き方を考えるつどい」に係る講師派遣事業	(有)オフィスニックス	505,260	505,260
市政広報紙「特集号」発行业務委託	(株)北国新聞社、(株)中日新聞社北陸本社	2,838,150	2,838,150

委託料(事業委託)に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

### 3 使用料及び賃借料に関する事務について

平成18年度の使用料及び賃借料の状況は、次のとおりである。

(平成18年11月末日現在)

業 務 名	契 約 先	契約金額	支出済額
コピー機借上料(第1回まちなか消費者相談会用)	(株)丸菱	21,525 <sup>円</sup>	21,525 <sup>円</sup>
パーソナルコンピューター賃借料	ダイヤモンドリース(株)北陸支店	9,450	9,450
犀川・浅野川協働美化活動携帯電話レンタル料	ドコモ・センツウ(株)モバイルレンタルセンター	63,934	63,934
「女と男の生き方を考えるつどい」など会場借上料	(財)金沢芸術創造財団	288,340	288,340
人権朗読コンサート会場使用料	(株)ケイ・シー・エス	59,940	59,940

使用料及び賃借料に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

### 4 普通財産の管理・運用に関する事務について

平成18年度の普通財産の管理・運用状況は、次のとおりである。

(平成18年11月末日現在)

区 分	所 在 地	土 地		管理・運用状況
		筆数	地 積	
御供田町会館	御供田町ハ18番地2	1 <sup>筆</sup>	269.78 <sup>㎡</sup>	地元町会に無償貸付
額新保1丁目町会々館	額新保1丁目468番地	1	231.61	地元町会に無償貸付
新保東部会館	新保本1丁目415番地1	1	167.61	地元町会に無償貸付
木越団地町会会館	木越1丁目179番地2	1	661.32	地元町会に無償貸付
北四十万集会所	四十万町北カ59番地1	1	147.23	地元町会に無償貸付
新八日市出町会館	八日市出町498番地	1	191.70	地元町会に無償貸付
額新保2丁目集会所	額新保2丁目122番地	2	482.76	地元町会に無償貸付

普通財産の管理・運用に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

## 市民局 広報広聴課

### 1 資金前渡に関する事務について

平成18年度の資金前渡(賃金を除く)の状況は、次のとおりである。

(平成18年11月末日現在)

区 分	件 数	前渡金受高	支払精算高	差引残高
委員報酬	6 <sup>件</sup>	390,000 <sup>円</sup>	390,000 <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>
会議等出席者負担金	1	12,000	12,000	0



資金前渡（賃金を除く）に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

2 役務費に関する事務について

平成18年度の役務費の状況は、次のとおりである。

(監査対象のうち10万円以上のものを記載)

(平成18年11月末日現在)

業 務 名	契 約 先	契約金額	支出済額
金沢コミュニティチャンネル光ケーブル回線 使用料	金沢ケーブルテレビネット(株)	600,000 <sup>円</sup>	240,000 <sup>円</sup>
新聞広告料	(株)石川毎日広告社 外5社	121,800	101,800

役務費に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

3 委託料に関する事務について

平成18年度の委託料の状況は、次のとおりである。

(監査対象のうち100万円以上のものを記載)

(平成18年11月末日現在)

業 務 名	契 約 先	契約金額	支出済額
市政広報紙発行事業(地方紙)	(株)北國新聞社 外1社	24,452,295 <sup>円</sup>	12,292,295 <sup>円</sup>
市政広報紙発行事業(全国紙)	(株)アド読連金沢支社 外2社	7,039,515	3,539,515
市政広報テレビ放送事業	北陸放送(株) 外4社	73,130,329	54,000,000
市政広報ラジオ放送事業	北陸放送(株) 外2社	19,953,045	14,400,000
市政広報紙版下製作業務	(株)ショセキ	8,936,760	3,701,920
金沢市広報携帯電話ホームページ用コンテ ンツ製作業務	(株)ショセキ	3,276,000	1,656,000
市政広報紙(特集号)発行事業	(株)北國新聞社 外1社	7,020,090	6,375,075
市政広報紙拡大活字版発行業務	(株)ショセキ	2,100,000	1,060,000
法律相談業務	金沢弁護士会	6,116,250	3,123,750

委託料に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

4 使用料及び賃借料に関する事務について

平成18年度の使用料及び賃借料の状況は、次のとおりである。

(監査対象のうち10万円以上のものを記載)

(平成18年11月末日現在)

業 務 名	契 約 先	契約金額	支出済額
金沢コミュニティチャンネル放送料等 3件	金沢ケーブルテレビネット(株)	4,153,590 <sup>円</sup>	2,272,305 <sup>円</sup>
インターネット関連機器一式に関する賃借料 等 6件	NTTファイナンス(株) 外2社	2,008,497	1,438,507
コピー機借上料等 3件	(株)丸菱 外2社	561,040	310,829

使用料及び賃借料に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

福祉健康局 介護保険課

1 減免に関する事務について

平成18年度の減免の状況は、次のとおりである。

(平成18年11月末日現在)

区 分(減免事由)	件 数	減 免 額
介護保険料(要保護者と同程度に生活困窮している場合など)	108 <sup>件</sup>	2,058,810 <sup>円</sup>

減免に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

2 資金前渡に関する事務について

平成18年度の資金前渡（賃金を除く）の状況は、次のとおりである。

(平成18年11月末日現在)

区 分	件 数	前渡金受高	支払精算高	差引残高
委員等報酬	22 件	22,539,000 円	22,500,000 円	39,000 円
説明会等出席者負担金	2	12,000	12,000	0
過年度介護保険料還付金	7	2,606,433	2,606,433	0

資金前渡（賃金を除く）に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

## 3 介護保険費特別会計に係る事務について

## (1) 収入に関する事務について

ア 平成18年度の収入の状況は、次のとおりである。

(平成18年11月末日現在)

款	項	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入率 (C) / (A)	収納率 (C) / (B)
1 介護保険料	1 介護保険料	4,489,320,000 円	4,840,335,016 円	3,047,530,461 円	67.9 %	63.0 %
2 国庫支出金	1 国庫負担金	4,203,807,000	2,755,037,000	2,755,037,000	65.5	100.0
	2 国庫補助金	1,499,469,000	838,630,000	838,630,000	55.9	100.0
3 支払基金 交付金	1 支払基金 交付金	7,438,577,000	4,456,041,764	4,456,041,764	59.9	100.0
	1 県負担金	3,568,366,000	2,397,608,000	2,397,608,000	67.2	100.0
4 県支出金	2 県補助金	81,435,000	-	-	-	-
	1 一般会計 繰入金	3,386,994,000	2,540,244,000	2,540,244,000	75.0	100.0
5 の 2 繰越金	1 繰越金	-	262,130,468	262,130,468	-	100.0
6 諸 収 入	1 市預金利子	1,000	1,146,094	1,146,094	114,609.4	100.0
	2 雑 入	1,262,000	381,000	381,000	30.2	100.0
7 市 債	1 市 債	14,188,000	-	-	-	-
合 計		24,683,419,000	18,091,553,342	16,298,748,787	66.0	90.1

イ 過年度分の収入未済額の収入の状況は、次のとおりである。

(平成18年11月末日現在)

款	項	年 度	繰越調定額 (A)	収入済額 (B)	収入未済額 (A) - (B)	収納率 (B) / (A)
1 介護保険料	1 介護保険料	平成14年度～ 平成17年度	87,081,246 円	7,370,229 円	79,711,017 円	8.5 %

収入に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、次の改善すべき事項を適正に処理されたい。

納期限後に納付された介護保険料の収入金について、その充当順位を誤り延滞金より保険料を優先している事例が見受けられ、延滞金の調定もなされていないので、適正を期す必要がある。

## (2) 支出に関する事務について

平成18年度の支出の状況は、次のとおりである。

(平成18年11月末日現在)

款	項	予算現額 (A)	支出負担行為額	契 約 額 (B)	支出済額	執行率 (B) / (A)
1 総 務 費	1 総務管理費	304,883,000 円	202,615,823 円	201,200,190 円	154,576,742 円	66.0 %
2 保険給付費	1 保険給付費	23,914,380,000	13,426,806,195	13,426,806,195	13,426,806,195	56.1
3 地域支援 事業費	1 地域支援 事業費	14,499,000	13,335,070	13,335,070	12,655,454	92.0
	1 公債費	1,000,000	-	-	-	-
4 公債費	2 財政安定化 基金償還金	23,590,000	-	-	-	-

合 計	24,258,352,000	13,642,757,088	13,641,341,455	13,594,038,121	56.2
-----	----------------	----------------	----------------	----------------	------

支出に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

#### 4 監査結果に添える意見

介護保険料の収納率が年々低下傾向にあることから、保険料の早期確保に一層努力を重ねることが望まれる。

### ●金沢市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成19年3月12日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

## 第1 監査の概要

### 1 監査のテーマ及び選定理由

#### (1) 監査のテーマ

「施設（建物）の維持管理委託契約について」

#### (2) テーマの選定理由

施設（建物）の維持管理における定型的業務や専門的・高度な技術を要する業務については、外部委託方式が経済的に成果が得られるという理由から外部委託方式が大半を占めており、毎年委託契約が交わされ継続的に実施されている。

この委託業務契約に関し、平成12年度の行政監査や14年度の包括外部監査では、契約における公正性・透明性の確保や競争性の確保などについて改善を求めてきた。

また、施設維持管理委託契約が地方自治法（以下「法」という。）の改正により長期継続契約の対象に加わり、長期継続契約方式を採用した施設維持管理契約が増加している。

そこで改めて、施設（建物）維持管理委託契約のうち、警備、清掃、電気・空調設備管理、エレベーター保守管理及び消防用設備保守点検に係る契約を抽出し、仕様書作成及び委託料積算の妥当性、契約における競争性の確保、履行確認の適切性などについて全庁的な監査を実施し、今後の施設（建物）維持管理委託契約に係る事務執行の改善合理化に資するものである。

### 2 監査の対象

18年度における警備業務、清掃業務、電気・空調設備管理業務（以下「設備管理業務」という。）、エレベーター保守管理業務（以下「エレベーター業務」という。）及び消防用設備保守点検業務（以下「消防業務」という。）に係る委託契約のうち契約金額が50万円を超えるものを監査の対象とした。

監査の対象とした業務別の委託契約の件数及び委託契約金額は、次表のとおりである。

（単位：件、百万円）

区 分	警備業務	清掃業務	設備管理業務	エレベーター業務	消防業務	合 計
契約件数	58	88	43	41	28	258
契約金額	198	460	257	57	81	1,053

### 3 監査の期間

平成18年6月30日から平成19年2月27日まで

### 4 監査の方法

監査は、監査対象課所、監理課及び企業局企業総務課から委託契約状況調書等関係資料の提出を求め、書面調査を行い、関係職員からの説明聴取を行った。

### 5 監査の項目及び着眼点

#### (1) 契約発注の方法及び手続について

ア 契約発注に際し仕様書の作成や委託料の積算が適切に行われているか。

イ 契約に際し競争性が確保されているか、また、随意契約の理由は適切か。

(2) 履行の確認について

委託業務の指導・監督、履行確認などが適切に行われているか。

(3) 経済性・効率性の努力、工夫について

業務の見直しや経費の削減など契約事務の改善、合理化に努めているか。

(4) その他

6 監査を執行した監査委員

山形絏一、中島秀雄、上田忠信、増江 啓

## 第2 監査の結果

監査の対象とした施設（建物）維持管理委託契約に関する、発注準備、契約の締結及び契約締結後の監理・監督、履行確認などの一連の事務については、総じておおむね適正に執行されていることが認められた。

監査の対象とした委託契約事務の概要及び監査結果に添える意見は、以下のとおりである。

1 対象委託契約及び委託契約事務の概況

(1) 対象委託契約の状況

監査の対象とした委託契約の所管課別の業務執行状況は「表1」のとおりであり、契約金額の分布状況は「表2」のとおりとなっている。

【表1】委託契約の所管課別の業務執行状況

(単位：件)

所 管 課		警備	清掃	設備管理	エレベーター	消防	合計
総合調整課		1					1
情報政策課				3			3
国際文化課			1		1		2
文化財保護課		1	1				2
総務課		2	7	2	2	2	15
職員課		1					1
工業振興課		1	1				2
観光交流課		1	6				7
農林基盤整備課				3			3
農業センター		1					1
中央卸売市場事務局		1	2	1		1	5
公設花き地方卸売市場事務局		1				1	2
市民課			1		2		3
こども福祉課	保育所	2	1	1		1	5
	城北児童会館	1	1				2
保健衛生課		5	3	2	2	2	14
駅西福祉健康センター		2	3	3	3	1	12
地域保健課		1	1	1			3
環境総務課			3		2	2	7
リサイクル推進課			5	2	2	1	10
緑と花の課			2				2
道路管理課		1	3		2	1	7
内水整備課				1			1
市営住宅課		2			11	1	14
市立病院事務局			1	2	1	1	5
美術工芸大学事務局		1	1	1	1	1	5
教育総務課	小・中学校	18	18	5	1	2	44
	学校給食共同調理場	3		2	2	1	8
学校指導課		1	2				3

市立工業高等学校			1			1	2
生涯学習課	中央公民館本多町館		1				1
	中央公民館彦三館		2	1	1		4
	長町研修館		2	1			3
	キゴ山ふれあいの里		2			1	3
	キゴ山少年自然の家	1	1	1	1	1	5
玉川図書館		2	1	1	1		5
泉野図書館		3	1	1	1	1	7
教育プラザ富樫		1	2	2	2	2	9
消防総務課			4	2	1		7
企業局企業総務課	企業局庁舎	2	2	1	1		6
	熱量変更支援室	1	1	1			3
企業局維持管理課		1	1	2			4
企業局ガス課			1				1
企業局上水・発電課			2	1	1		4
企業局水処理課			1			4	5
合 計		58	88	43	41	28	258

【表2】 契約金額の分布状況

(単位：件)

契約金額	警備	清掃	設備管理	エレベーター	消防	計
50万円を超え100万円未満	26	21	11	23	11	92
100万円以上500万円未満	24	39	23	17	13	116
500万円以上1,000万円未満	5	18	2	1	2	28
1,000万円以上	3	10	7	0	2	22
合 計	58	88	43	41	28	258

施設(建物)維持管理業務に関する契約金額の分布状況は、100万円以上500万円未満が258件中116件(45.0%)と一番多く、次いで、50万円を超え100万円未満の92件(35.7%)、500万円以上1,000万円未満の28件(10.9%)と続き、1,000万円以上は22件となっている。

このうち、契約金額が1,000万円以上の委託業務は、警備業務では、市庁舎警備及び当直補助業務、中央卸売市場警備業務などが、清掃業務では、市庁舎清掃業務、長田町小学校外4校校内清掃業務などが、設備管理業務では、戸室リサイクルプラザ維持管理業務、企業局庁舎設備機器保守管理点検等業務などが、消防業務では、市営住宅各種設備保守管理業務、野町小学校外60校消防用設備保守管理業務が主なものである。

## (2) 委託契約事務の流れ

維持管理業務に関する委託契約事務は、「図1」のとおり、委託発注準備事務、委託契約締結事務及び委託契約締結後の監理・監督、履行確認事務に大別できる。

委託発注準備事務は、契約の目的、契約手続き、履行期限などの事項を記載した契約書の作成や委託業務の具体的な実施方法を示す仕様書の作成、仕様書に従って業務を実施する場合に要する労務費、物品費、諸経費など委託料積算書(設計書)の作成に関する事務が主なるもので、所管課で行われている。

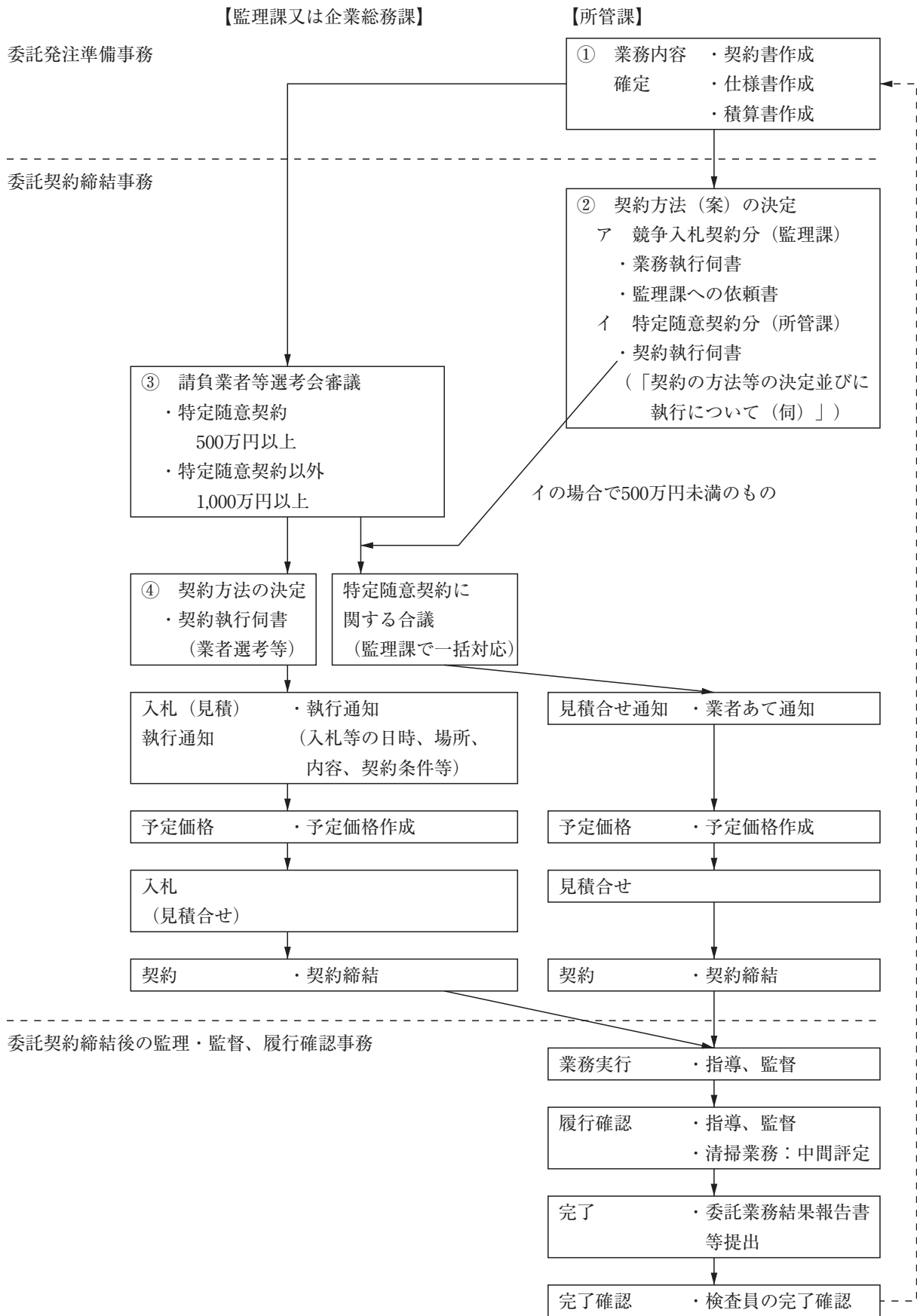
委託契約締結事務は、競争入札、随意契約など契約発注方法の決定や入札等の執行、契約の締結に関する事務が主なるもので、原則として、競争入札に係る事務は監理課で行い、それ以外の事務は所管課で行われている。なお、特定随意契約を行う場合は監理課に合議し、さらに、500万円以上の特定随意契約及び1,000万円以上の競争入札契約を行う場合には、庁内の請負業者等選考会で審議し、契約締結事務の適正執行に努めている。

委託契約締結後の監理・監督、履行確認事務は、委託した業務が契約書や仕様書どおりに確実に履行されているかを監理・監督し、検査する事務が主なるものであり、所管課で行われている。

これらの事務は一連のものとして合理的な執行が不可欠であるとともに、業務が毎年継続することからサイクル型の事務として、過去の知見が将来に生かされるよう絶えず改善・合理化に努めることが求められる。

また、この一連の事務は、施設(建物)を管理する課所に共通したものであり、全庁的に事務執行の統一を図ることが望まれるところである。

【図1】委託契約事務の流れ



(注) 特定随意契約業務とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第4号まで又は第6号による特定の相手方との随意契約業務をいう。

## 2 委託発注準備事務の状況

施設(建物)維持管理委託契約発注に先立ち作成する仕様書や積算書(設計書)は委託業務の内容を確定し予定価格(契約発注者が仕様書、設計書等によって予定した適正な価格)の根拠となるもので、契約発注の公正性・透明性を確保するうえで重要なものであり、契約の履行確認や事後評価、業務の見直しを行う際の基礎資料としても必要不可欠なものである。

そこでこれらの事務の実施状況について調べたところ、以下のとおりであった。

## (1) 仕様書の作成

仕様書は、委託者側の意図をより詳しく正確に受託者側に示し、業務の質を確保するために作成されるもので、委託料の算定基礎となるものであり、業務実施に必要な具体的な履行期間、履行場所、履行内容、履行方法、提出書類などを詳細に定めることが求められている。

12年度の委託業務についての行政監査において、抽出した87件のうち仕様書が作成されていないものが6件あったが、今回の監査においては、対象258件について全て仕様書が作成されており、改善が見られた。

しかし、今回の監査対象業務は施設の維持管理という全庁的に共通点が多いにもかかわらず、仕様について標準的な定めがなく、業務種別が同じであっても仕様書の精緻なものや粗雑なものがあり、内容に差異が見られた。

## (2) 積算書(設計書)の作成

積算書(設計書)は、業務の外部委託発注をする際に、予定価格を決定する基礎となるものであり、契約における公正性・透明性を確保するうえで極めて重要なものである。また、積算書(設計書)の作成は、仕様に従って業務を実施するために必要となる労務費、物品費、諸経費などについて算定することが一般的である。

この積算書の作成に関し、12年度の委託業務の行政監査では、「委託業務の内容が同一のものについては、全庁的に委託料の算定基準の設定や標準的な単価の統一化を行うなど、より効果的な委託業務の推進に努めるべきである」との指摘がなされたところである。

そこで、今回の監査対象とした委託契約のうち長期継続契約2年目のものを除いた239件の委託契約に係る積算方法等の状況を調べたところ、「表3」のとおりであった。

【表3】積算方法等の状況

(単位:件)

積算方法等の区分		警備	清掃	設備管理	エレベーター	消防	計
積算内訳あり	積算書など積算明細書を作成しているもの(根拠あり)	0	5	0	14	1	20
	積算するも明細書がないもの(根拠なし)	3	33	2	3	2	43
	複数の見積書から作成	0	2	0	0	0	2
	受託者の見積書によるもの(内訳あり)	2	4	7	2	2	17
	小計	5	44	9	19	5	82
積算内訳なし	受託者の見積書によるもの(内訳なし)	13	0	6	3	1	23
	前年度実績を根拠とするもの(総額)	19	30	18	15	15	97
	予算額を根拠とするもの(総額)	8	11	6	4	6	35
	積算根拠全くなし	2	0	0	0	0	2
小計	42	41	30	22	22	157	
合計		47	85	39	41	27	239

(注) この表は、監査対象258件のうち長期継続契約2年目の19件を除いた集計である。

「表3」において、「積算内訳なし」と区別されているものは積算根拠が全くないものかあるいは発注予定金額の総額の根拠しかないものもあり、積算書(設計書)として説明責任を果たしえない不十分なものである。また、「積算内訳あり」の中の「受託者の見積書によるもの」についても、財務会計ハンドブックでは複数業者から見積書を徴集することを基本としているところから適切を欠くものといえよう。

このように積算方法が不十分なものが、監査対象のうち長期継続契約2年目の19件を除いた239件中174件と72.8%にのぼっており、その状況は、「表3」のとおり、特定の業務に集中することなく全ての業務に共通して見受けられる。

また、12年度の行政監査で必要性を指摘した、同一内容の委託業務に関する全庁的な算定基準や標準的な

単価の統一化は進められていない状況であった。

このような状況の下、積算方法が優れたものとして市営住宅課所管のエレベーター業務の積算が目される。当該積算は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修で財団法人建築保全センター及び財団法人経済調査会が編集発行する「建築保全業務積算基準」に準拠しており、公正性、透明性の高いものとなっている。

【参考】 この「建築保全業務積算基準」は、建築保全業務の外部委託についての積算手順及び費目別の積算方法のほか、各種建築設備の標準歩掛り、建築設備の運転・監視及び日常点検・保守の歩掛り、清掃の歩掛りに関するものなどが掲載されており、施設（建物）維持管理業務委託料の算定に広く活用できるものとなっていることから、他の自治体においては、これを基本とし、労務単価については財団法人経済調査会発行の「月刊積算資料」を参考に委託料の積算を行っているところが見受けられる。

そのほか、仕様書や積算書（設計書）の作成に参考となるものとして、ビルメンテナンス協会の積算・見積りマニュアルがある。

なお、積算の方式としては、コストを細かく積み上げていく方式のほか、労務費、物品費、諸経費を過去の類似契約実績などから、業務量当たりの単価を求めて算定するユニットプライス方式も考えられる。

(3) まとめ

12年度の行政監査で指摘した、「仕様書の作成」及び「同一内容毎の全庁的な算定基準の設定や標準的な単価の統一化」について、その後の改善状況を見ると、前者については、改善され全ての契約で仕様書が作成されているが、仕様書の内容面では粗雑なものも見受けられた。一方、後者については、依然として全庁的な算定基準の設定等がなされておらず、積算内容が不明確なものが多数見受けられた。

こうした状況に陥っている原因として、仕様書の作成や積算書（設計書）の作成に関する知識や技術が不足していることが関係職員からの説明聴取でうかがわれた。また、所管課における仕様の決定や委託料の積算に関する事務を点検指導する庁内体制が整っておらず、全庁に共通する委託業務種別毎の標準的な仕様や積算基準、統一単価などが未だに設けられていないこともその一因となっている。

3 委託契約締結事務の状況

施設（建物）維持管理委託の契約方法の決定に当たっては、良質で安価な役務の提供が図られるよう競争入札とすることが基本とされている。

しかし、かつては随意契約によるものが多く、競争入札にあっても長期にわたり同一業者と継続的に契約しているものも見受けられたことから、12年度の行政監査では「安易に随意契約によることなく、可能な限り競争入札を採り入れ、契約の公平性、透明性の確保に努めるべき」との指摘があり、14年度の包括外部監査でも「入札制度の競争性を確保するため発注方法や指名基準等を見直すべきである」との意見が付されたところである。

そこで、このような指摘が18年度においてどのように改善されているか契約方法等を調べたところ以下のとおりであった。

(1) 契約方法の状況

契約状況について、競争性が確保されているかを検証するため、14年度と18年度の両年度における契約方法の状況を調査したところ、「表4」のとおりであった。

なお、16年の地方自治法の改正により、通年役務の提供を受ける施設（建物）維持管理委託契約については、単年度契約原則の例外として数年にわたり同一業者と契約する長期継続契約とすることができることとなり、本市においては、17年度から順次導入が進められている。

その結果、契約方法決定の面から競争性が確保されていると認められるものは、「表4」中、契約方法別区分を「競争性あり」とした一般競争入札による契約、指名競争入札による契約及び入札不調による随意契約である。

【表4】契約方法の状況（14年度と18年度の比較）

（単位：件）

業務	契約方法		競争性あり				随意契約	合計	長期継続契約 2年目	再計
			一般競争入札	指名競争入札	不調随意契約	小計				
警備	14年度	件数	0	5	2	7	35	42	0	42
		割合	0.0%	11.9%	4.8%	16.7%	83.3%	100.0%		



警備	18年度	件数	0	10	2	12	35	47	11	58
		割合	0.0%	21.3%	4.2%	25.5%	74.5%	100.0%		
清掃	14年度	件数	0	51	13	64	10	74	0	74
		割合	0.0%	68.9%	17.6%	86.5%	13.5%	100.0%		
	18年度	件数	6	64	3	73	12	85	3	88
		割合	7.1%	75.3%	3.5%	85.9%	14.1%	100.0%		
設備管理	14年度	件数	0	14	1	15	24	39	0	39
		割合	0.0%	35.9%	2.6%	38.5%	61.5%	100.0%		
	18年度	件数	3	28	0	31	8	39	4	43
		割合	7.7%	71.8%	0.0%	79.5%	20.5%	100.0%		
エレベーター	14年度	件数	0	0	0	0	27	27	0	27
		割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%		
	18年度	件数	0	0	0	0	41	41	0	41
		割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%		
消防	14年度	件数	0	23	0	23	1	24	0	24
		割合	0.0%	95.8%	0.0%	95.8%	4.2%	100.0%		
	18年度	件数	0	26	0	26	1	27	1	28
		割合	0.0%	96.3%	0.0%	96.3%	3.7%	100.0%		
合計	14年度	件数	0	93	16	109	97	206	0	206
		割合	0.0%	45.1%	7.8%	52.9%	47.1%	100.0%		
	18年度	件数	9	128	5	142	97	239	19	258
		割合	3.8%	53.5%	2.1%	59.4%	40.6%	100.0%		

(注) 不調随意契約とは、入札が不調となり落札者がいない場合に入札額が安価であった者と随意契約をするものであり、一応競争性が働いた契約である。

この調査結果を、包括外部監査を行った14年度の状況と比べてみると、監査対象の5業務全体の契約件数については、「競争性あり」の件数が142件（14年度は109件）と大きく増加している一方、「随意契約」の件数が97件（14年度も97件）と増加しておらず、競争性の確保に努めていることがうかがえる。

このように競争性が高まった要因としては、15年4月から、予定価格が4,000万円以上のものを対象に一般競争入札が導入されたこと、また、16年11月から、契約方法を所管課のみで決定する方式を、予定価格が1,000万円以上の契約及び予定価格が500万円以上の特定随意契約については、庁内の請負業者等選考会の審議を経るよう改善したこと、警備業務における機械警備で17年度から競争入札とするよう改めたことがあげられる。

個別業務毎に契約方法の状況を見ると、以下のとおりであった。

競争性が最も高まったのは、設備管理業務であり、「競争性あり」の契約割合が38.5%から79.5%へと大幅に増加している。そのほか「競争性あり」の契約割合は、警備業務でも、16.7%から25.5%へと増加しており、消防業務は、95.8%から96.3%へと若干増加している。また、清掃業務では、「競争性あり」の契約件数は増加しているものの、その割合は86.5%から85.9%へと若干減少している。

なお、エレベーター業務では、「随意契約」が100.0%という状況は変化していないが、安全性、専門性が特に重視される業務の性質から、やむを得ないものと思われる。

## (2) 随意契約理由の状況

随意契約は、任意に相手方を選択し契約を締結する方法であり、特定の能力や信用のある業者を選定できることや事務手続きが簡便であることなどの長所がある反面、契約相手の選択が一部の者に偏ることや競争が働かないため不利な条件で契約を締結する恐れがあるといった短所がある。

地方公共団体の契約は公正を期するうえから競争入札とすることが原則となっており、随意契約は、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の2第1項各号に該当する場合に限り認められる契約とされており、契約の公正を確保するために、随意契約とする理由が適正であることが強く求められるものである。

委託業務についての12年度行政監査や14年度包括外部監査結果で、随意契約の理由について記載がないものや不十分なものが見受けられたことから、今回の監査対象業務における随意契約の理由を調べたところ、

その内容は、「表5」のとおりであった。

【表5】業務別の随意契約理由

(単位：件)

施行令号	随 意 契 約 理 由	警備	清掃	設備管理	エレベーター	消防	計
	具体的理由						
2号	設備の製造者、設置者であり、効率的	32	0	0	41	0	73
2号	障害者の社会適応のため	0	4	0	0	0	4
2号	業務遂行可能な者が1社のみ	0	0	6	0	0	6
2号	ビルの区画であり、ビルで一体発注が効率的	1	1	0	0	1	3
2号	施設の地元観光団体であり、効果的	0	1	0	0	0	1
2号	安全性確保から施工業者としたため	0	0	2	0	0	2
3号	高齢者福祉の増進のため	2	6	0	0	0	8
8号	落札者がいないため	2	3	0	0	0	5
	合計	37	15	8	41	1	102

随意契約理由の中で「設備の製造者、設置者であり、効率的」なものが最も多く、警備業務やエレベーター保守管理業務に集中している。

これらの業務においては、機械の設置者であり機械の所有権を有するとの理由のほか安全面を最重視する理由によるものが主であり、業務の性質からその理由は妥当であった。

その他の随意契約理由についても、各々特別の事情があるものであり妥当であった。

## (3) 競争入札における競争性の確保状況

競争入札による契約方法は、競争原理が働くものといわれるが、入札参加業者が固定するなどの状況下では同一業者が長期継続して落札する傾向が強まり、過度に競争性が低下するので、留意する必要がある。

そこで、今回の監査対象業務のうち競争入札を執行した142件について、過去5年間連続して同一業者が落札したものの状況を調べたところ、その内容は「表6」のとおりであった。

【表6】同一案件同一業者継続落札の状況

(単位：件)

業務	契約数	18年度「競争性あり」の契約数	
		うち、過去5年間同一業者の契約数(構成比)	
警 備 業 務	12	7	(58.3%)
清 掃 業 務	73	35	(47.9%)
設 備 管 理 業 務	31	11	(35.5%)
消 防 業 務	26	18	(69.2%)
全 体	142	71	(50.0%)

この調査結果では、5年間連続して同一業者が落札している割合は50.0%となっている。

このことは反面、競争入札によって5年間では受託業者の半数が入れ替わることを示すものであり、毎年継続的に実施される施設(建物)維持管理業務の性質を考慮すると、競争入札における過度の競争性の低下はないものと認められる。

このことは、施設(建物)維持管理業務委託における競争入札事務について、監理課では、15年度から一般競争入札を一部に導入するほか、16年度から入札参加業者の選考に際し予定価格の大きいものは庁内審議組織の審査を経るなど競争性の確保に努めていることの結果であるといえよう。

## (4) 長期継続契約の状況

長期継続契約とは、法第234条の3及び令第167条の17の規定により、地方公共団体が単年度契約原則の特例として、債務負担行為として予算で定めないで翌年度以降にわたり役務の提供などを受ける契約であり、16年の法改正により、その対象が役務提供契約等にも拡大されたものである。

本市では、法改正を受け、「金沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を設け、17年4月より施設の清掃、警備、設備機器の運転及び保守管理に関する委託契約を長期継続契約の対象とする旨を定めている。今回監査対象の5業務は、この条例及び金沢市契約規則(以下「契約規則」という。)によりいずれも長期継続契約の締結が可能であり、機械警備については7年、他の業務については5年を超えない期間の継続契約とすることが認められている。

監査対象業務における長期継続契約の状況を調べたところ、その内容は、「表7」のとおりであった。

【表7】長期継続契約と単年度契約の状況

(単位:件)

区 分	警備	清掃	設備管理	エレベーター	消防	計
長期継続契約	16	11	7	0	1	35
初年度目	5	8	3	0	0	16
2年度目	11	3	4	0	1	19
単年度契約	42	77	36	41	27	223
合 計	58	88	43	41	28	258

この調査結果を見ると、長期継続契約は、警備業務において58件中16件（採用率27.6%）と最も多く、次いで設備管理業務が43件中7件（採用率16.3%）、清掃業務が88件中11件（採用率12.5%）、消防業務が28件中1件（採用率3.6%）となっている。

施設（建物）維持管理における長期継続契約制度導入の趣旨は、契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱に支障を及ぼす役務の提供がその対象となるものであり、毎年競争させるよりも業務の性格から良質なサービスを安定的に確保するため継続的な長期の契約とするものである。

即ち、この制度を採用する前提条件としては、ア役務の提供が経常的かつ継続的であって毎年繰り返してその履行が行われるもの、イ毎年度当初（4月1日）から役務の提供を受けるものという両方の性質を併せ持つ業務でなければならず、そして、ウ専門的な知識を備えた者でしか契約を適切に履行できないもの、または、エ資材・機材の調達、労働力の確保、教育訓練期間などを要しなければ契約を適切に履行できないものに限定することが望まれる。

施設（建物）維持管理業務においては、ア・イ・ウを全て満たす業務としては、高い専門技術が求められる設備管理やエレベーターなどの機械設備保全業務が考えられ、ア・イ・エを全て満たす業務としては、資材等の調達を必要とする機械警備などが考えられる。

ただし、長期継続契約は同一業者と長期にわたって契約を継続することから、不利な条件の契約とならないよう採用に際しては、必要性を十分に見極めるとともに、定期的に契約を見直すことが肝要であるといわれている。

こうした視点から本市における長期継続契約2年目の19件の委託契約をみると、いずれも業務内容を再検討することなく1年目の契約を漫然と継続しているので、絶えず契約内容を評価し、仕様や積算を見直すことが望まれる。

#### (5) 契約方法と経済性の状況

施設（建物）維持管理業務の外部委託は、一定水準のサービスを経済的に得ることを目的として行われるものであることから、前記（1）～（4）に記載した契約方法の変遷が経済性の確保にどのような影響を及ぼしているかを考察したい。

一般的に契約における経済性は、予定価格（契約発注者が仕様書、設計書等によって予定した適正な価格）と落札価格の差を比べて評価されるものである。

そこで、今回の監査対象業務においては、前記2に見られるとおり、予定価格の基礎となる仕様書や積算書（設計書）の信頼度が低く経済性を正確に算定し評価することは困難であるが、あえて落札率（予定価格に対する落札価格の比率をいう。）について年度別にどのように推移しているかを調べたところ、以下のとおりであった。

##### ① 監査対象業務全体の落札率の状況

監査の対象とした5業務全体の委託金額及び長期継続契約2年目以外の契約の落札率の推移は、「図2」のとおりであり、落札率は若干下降傾向にあるが総体的に97%を超える高い水準にある。

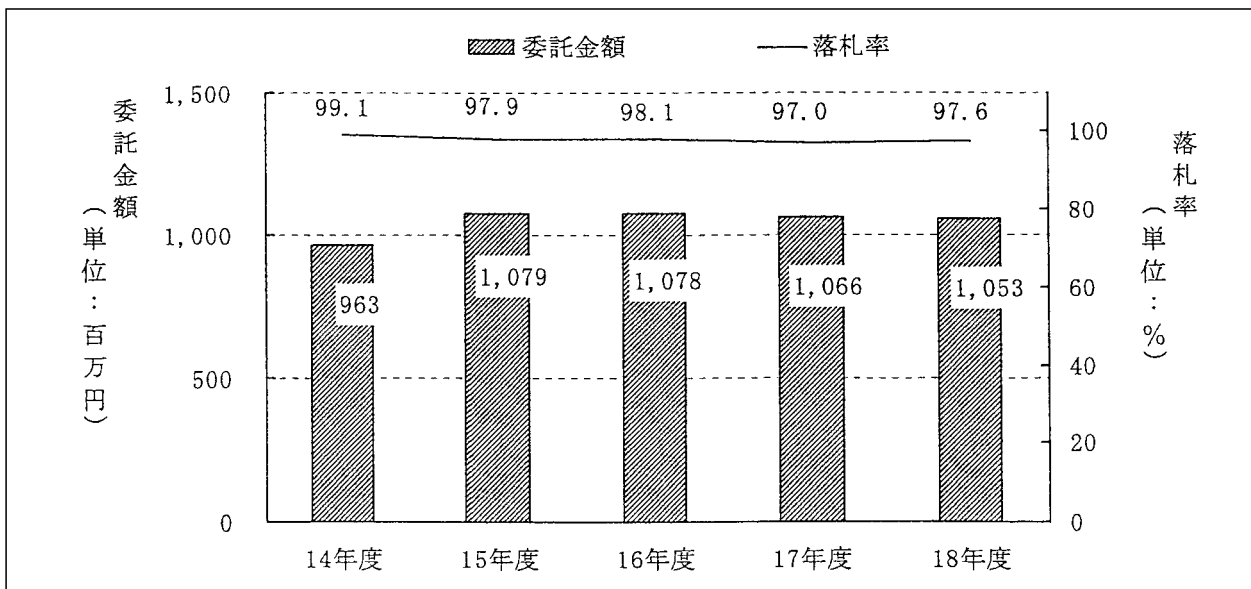
このように落札率が高い水準にはあるが、施設（建物）維持管理業務委託契約の性格（継続的な業務でありその業務量や内容に変化が少なく、また、委託料に占める労務費の割合が大きくその水準が近年安定しているため、前年度の契約額を参考に予定価格が決定されることがほとんどであり、そのため入札額又は契約申入額が予定価格に極めて近い額に収束する傾向がある。）を考慮すると妥当な水準であると思われる。

次に、その委託契約全体について、競争性の有無による落札率の差異と年度別推移を見ると、「図3」のとおりとなっている。

「図3」に示すとおり、競争入札を行ったものの落札率は、随意契約の落札率より常に低いものとなっており、競争入札によって経済性が発揮されていることがうかがえる。

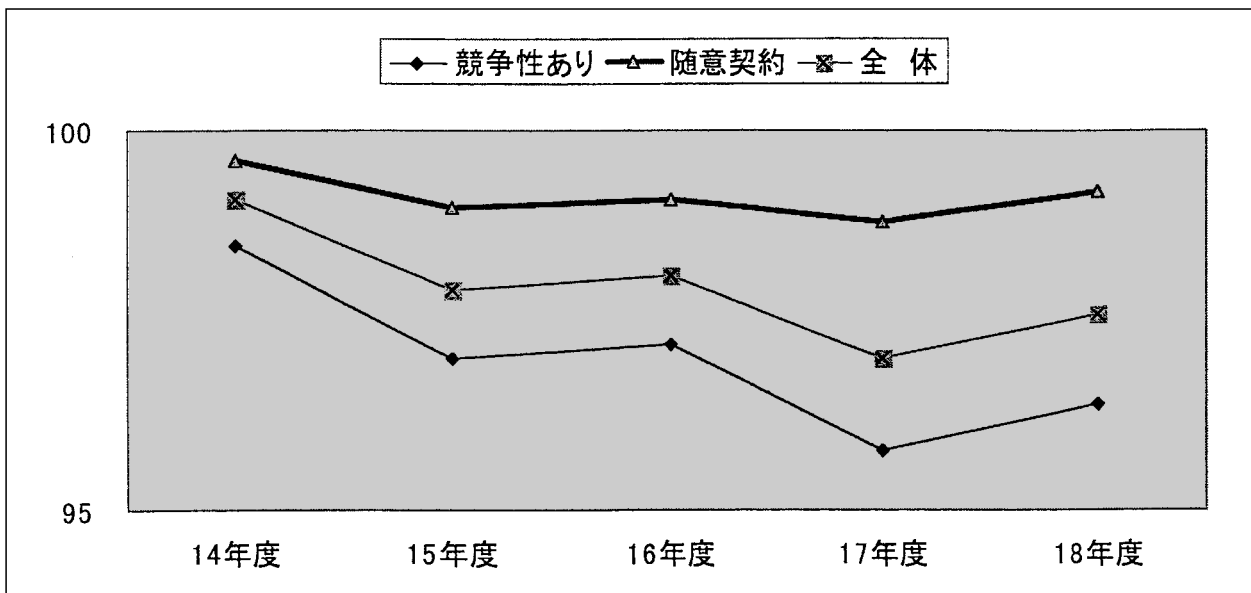
また、競争入札が行われた契約の落札率分布状況について14年度と18年度を比べてみると「図4」のとおりであり、競争性を確保する努力が効を奏し、落札率が低い水準に移行している。

【図2】 5業務全体の委託金額及び落札率の推移

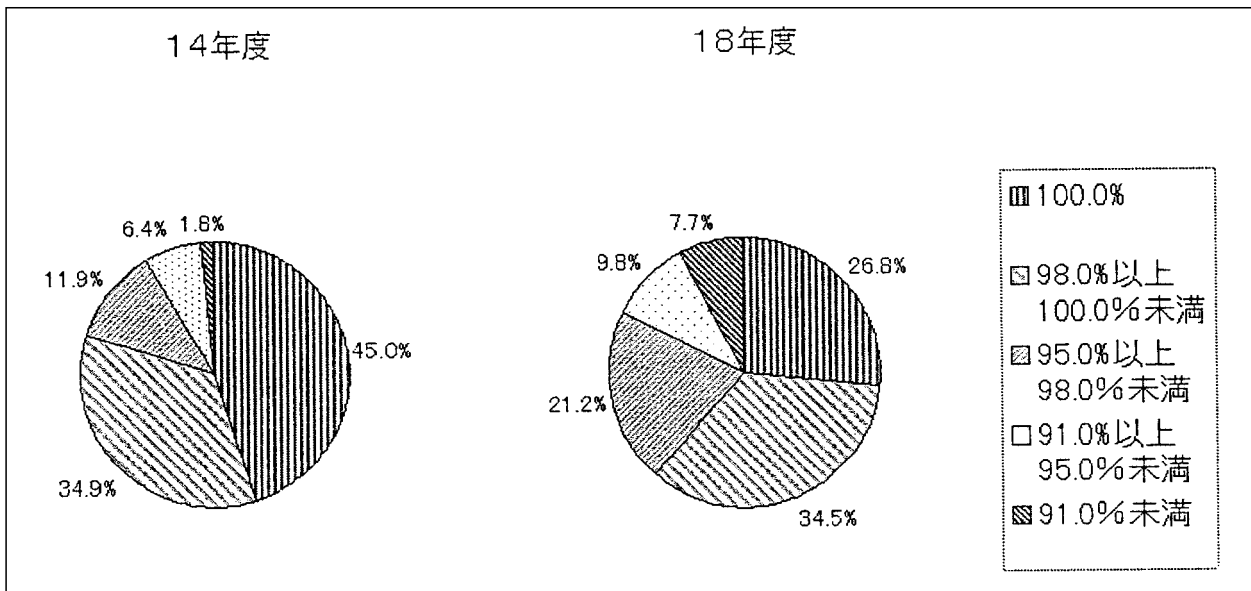


【図3】 5業務全体の落札率の推移

(単位：%)



【図4】競争が行われた(競争性あり)契約における落札率の分布状況(14年度、18年度)



② 監査対象業務別の落札率の状況

ア 警備業務

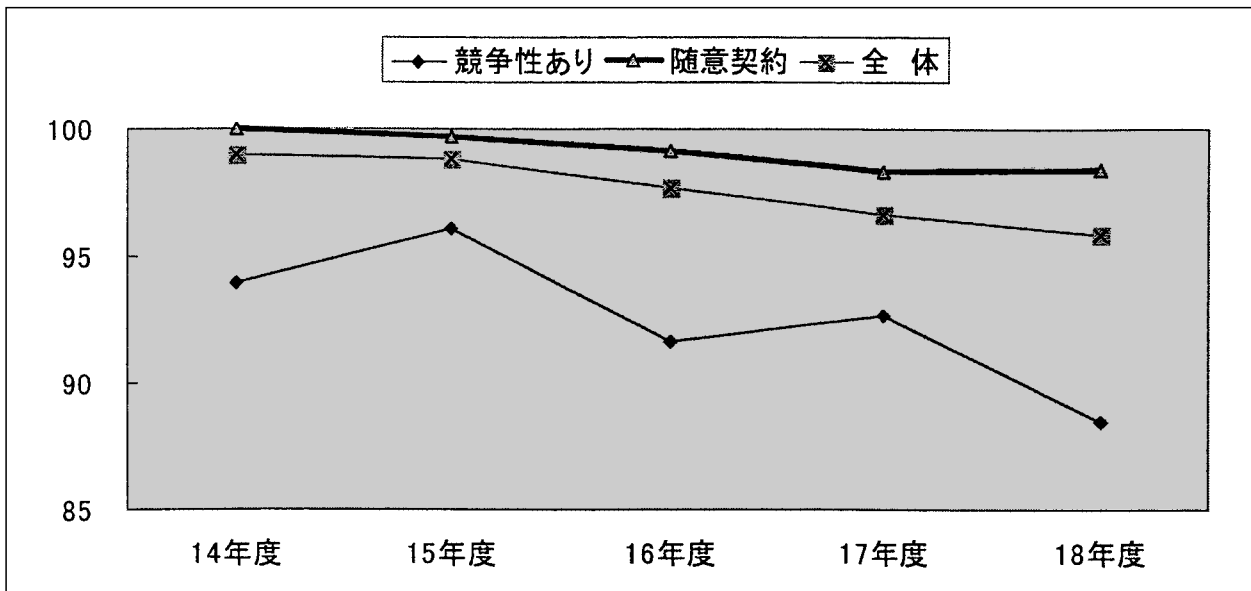
警備業務の落札率の推移は、「図5」のとおりである。

全体の落札率は、直近5か年で見ると下降傾向にある。

また、競争入札を行ったものの落札率は、随意契約の落札率より常に低いものとなっており、競争入札によって経済性が発揮されていることがうかがえる。

【図5】警備業務の落札率の推移

(単位：%)



イ 清掃業務

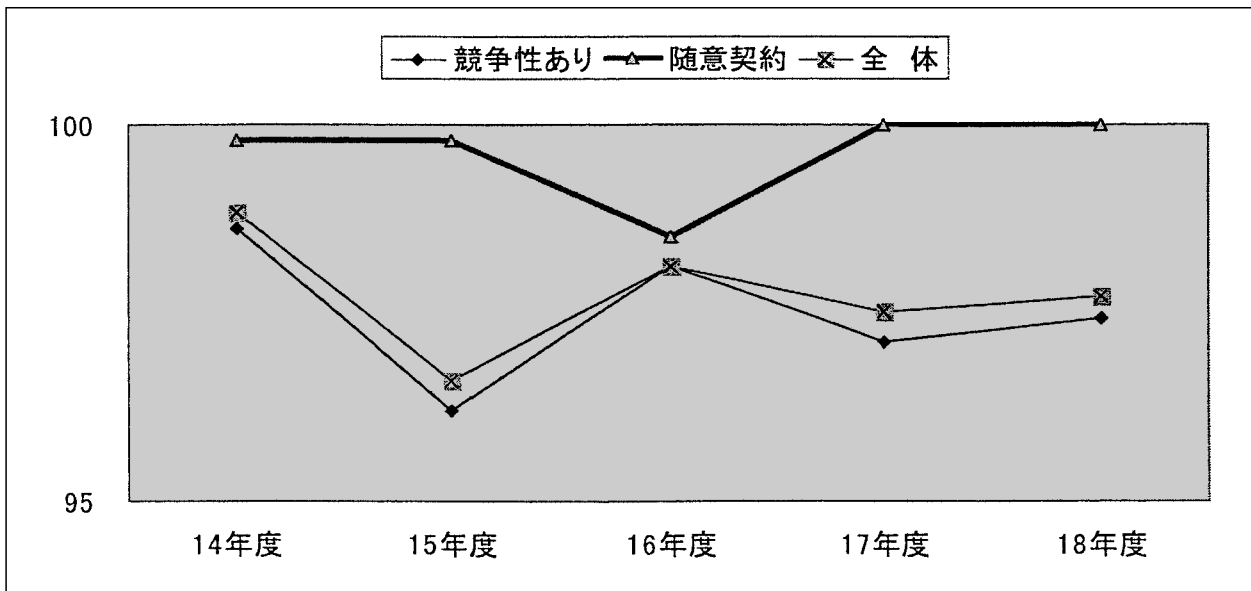
清掃業務の落札率の推移は、「図6」のとおりである。

全体の落札率は、各年度あがりさがりはあるものの、5年前の水準より低い水準になっている。

また、競争入札を行ったものの落札率は、随意契約の落札率より常に低いものとなっており、競争入札によって経済性が発揮されていることがうかがえる。

【図6】 清掃業務の落札率の推移

(単位：%)



ウ 設備管理業務

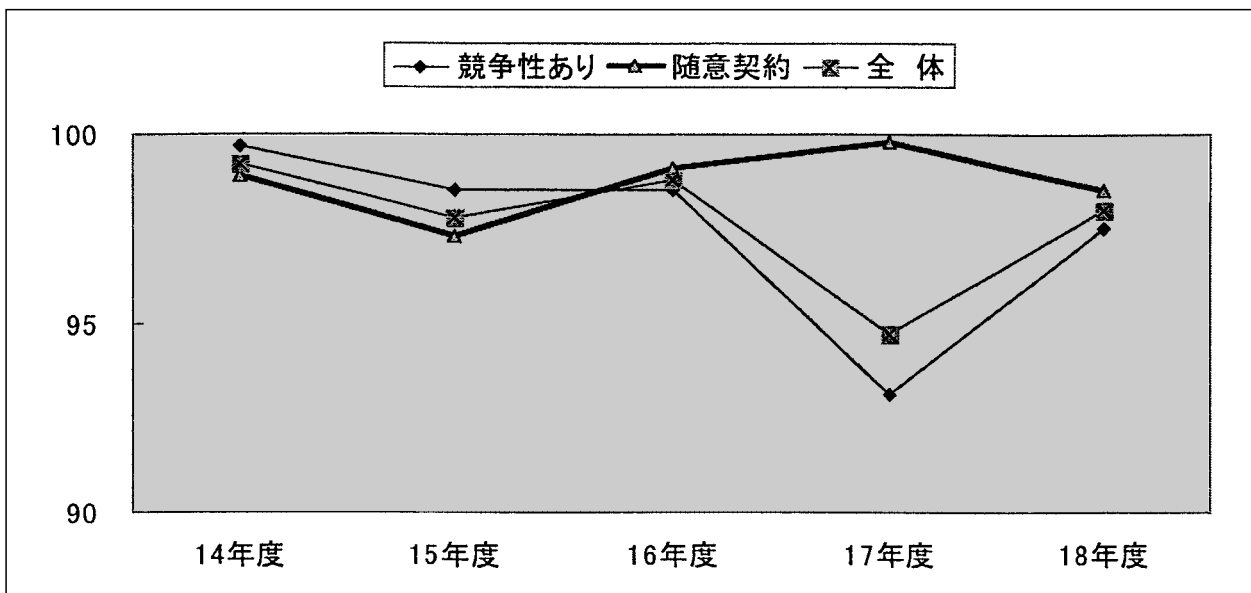
設備管理業務の落札率の推移は、「図7」のとおりである。

全体の落札率は、各年度あがりさがりはあるものの、5年前の水準より低い水準になっている。

14年度、15年度においては、随意契約の落札率が競争入札を行ったものより低かったが、16年度以降においては、競争入札を行ったものの落札率は、随意契約の落札率より常に低いものとなっており、競争入札によって経済性が発揮されてきたことがうかがえる。

【図7】 設備管理業務の落札率の推移

(単位：%)



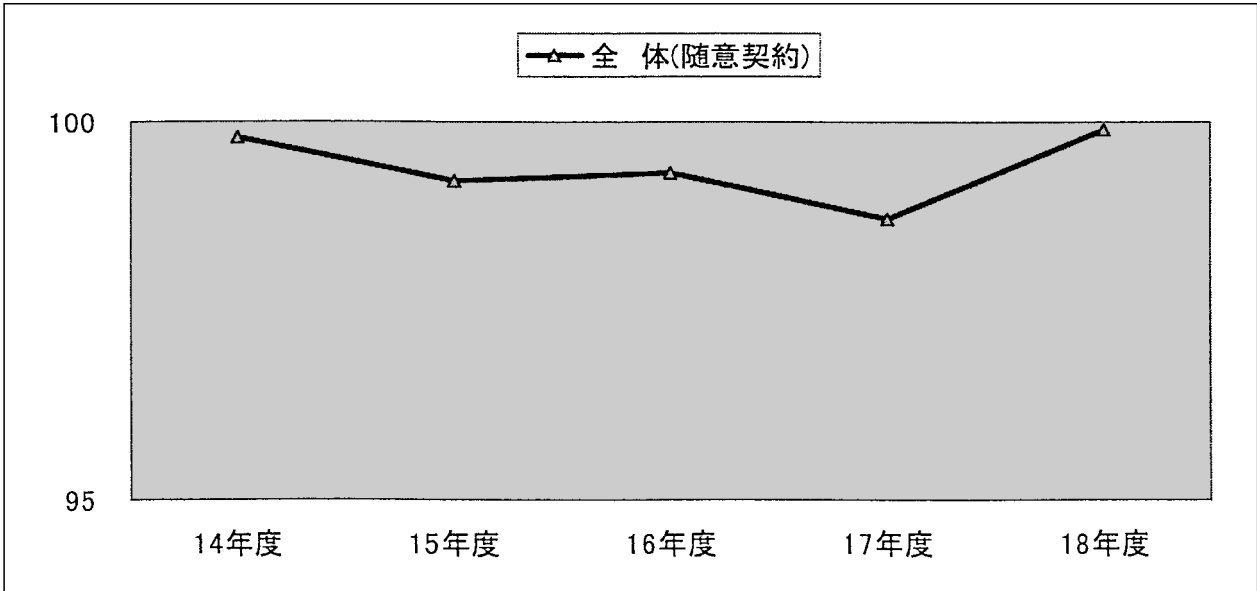
エ エレベーター業務

エレベーター業務の落札率の推移は、「図8」のとおりである。

全てが随意契約であるため、落札率は、98.0%を超える高い水準で推移している。

【図8】エレベーター業務の落札率の推移

(単位：%)



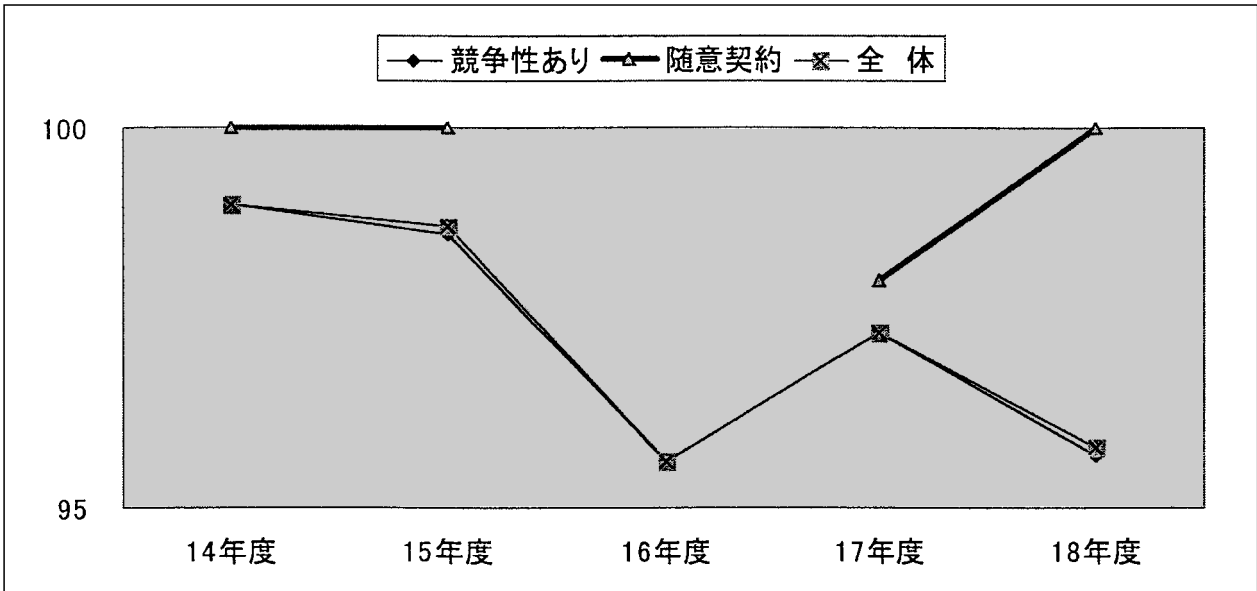
オ 消防業務

消防業務の落札率の推移は、「図9」のとおりである。

この業務では、競争入札がほとんどであり、全体の落札率は、各年度あがりさがりはあるものの、5年前の水準より低い水準になっており、経済性が発揮されていることがうかがえる。

【図9】消防業務の落札率の推移

(単位：%)



(注) 平成16年度の随意契約は、該当するものがなく、全体と競争性ありの数値は一致している。

(6) まとめ

12年度の行政監査では「安易に随意契約によることなく、可能な限り競争入札を採り入れ、契約の公平性、透明性の確保に努めるべき」と指摘したが、今回の監査では、競争入札を積極的に採り入れていることが認められた。また、随意契約を行っているものについても、特別の事情のあるものに限定されており、適正であると認められた。

一方、14年度の包括外部監査では「入札制度の競争性を確保」するよう意見が付されたが、今回の監査では、競争入札が行われた契約の落札率が低下していることが認められたほか、同一案件同一業者継続落札という観点からは、過度に競争性が低下している状況にはないものと認められた。

なお、17年度から順次長期継続契約制度の採用が進んでいるが、この制度には長所ばかりでなく短所もあるので、必要性の見極めを慎重に行うほか、経済的に不利にならないよう運用に工夫を凝らすことが望まれる。

## 4 委託契約締結後の監理・監督、履行確認事務の状況

委託契約締結後の監理・監督、履行確認事務に関して、法第234条の2第1項では契約締結後、「契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない」と規定されており、令第167条の15第1項で「監督は、立会い、指示その他の方法によって行わなければならない」とし、同条第2項で「検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない」とされ、契約規則第35条以下に契約の履行に関する詳細な手続きが定められている。

監督は、契約の性質により、検査だけでは契約の目的である給付内容の確認が万全でないものについて、履行の過程において、立会い、指示等を行うことによって、適正な履行を図るものであり、検査は、契約に基づくサービス等の給付について、契約の内容である品質、規格、性能、数量等が、契約内容に適合しているかを確認する行為であり、いずれも契約内容の適正な実現のために必要不可欠な事務である。

そこで、これらの事務の実施体制及び実施状況について調べたところ、以下のとおりであった。

## (1) 実施体制の状況

監理・監督の事務は、契約の性質又は目的により検査のみでは契約の目的を達するには必ずしも十分でないものについて、契約締結後から完了届の提出を受けるまでの間の委託業務の実施について指導・監督するものであり、施設（建物）維持管理業務委託においては通常必要となるものである。

また、この事務は請負工事契約の場合と同様に所管課の監督員が行う事務とされているが、今回の監査対象業務について監督員を設けている課所は皆無であった。実務は所管課の担当者がその事務を実施しているところであるが、監督員として職務責任を担っていない現状では、当該担当者には請負工事契約における監督員のような強い職務意識や監理・監督に必要な知識・技術を有している者が少ないものと思われる。

委託業務の履行を確認する事務は、契約業務完了後、必ず実施しなければならないものであり、施設（建物）維持管理業務委託契約に係るこの事務は、契約規則により所管課の課長が検査員となり行うこととなっている。しかし、所管課の課長は請負工事契約における検査員のような検査に必要な専門知識を持ち合わせていないのが一般的であることから、職務の形骸化が心配されるところであり、こうした事態に陥らないよう標準的な検査マニュアルを整えることが望まれる。

## (2) 事務の実施状況

監理・監督事務の実施状況については、監査対象業務の執行のための監督員が設けられておらず、監督員の職務に関する定めもないことから、検証することができなかった。

そこで、契約で定めた提出書類が受託者から確実に提出されているかを調べたところ、監査対象258件のうち不備なものが次のとおり見受けられた。

- ・ 業務日誌の提出がないもの 3件（清掃）
- ・ 業務実施要領の提出がないもの 2件（警備、清掃）
- ・ 緊急連絡名簿の提出がないもの 2件（設備管理）

履行確認事務の実施状況を調べたところ、検査員である所管課長は、委託料の支出決定に必要な委託業務結果報告書等の確認を行っていることが認められた。

なお、業務毎の実施状況は、次のとおりであった。

- ・ 警備業務においては、請求書提出時に委託業務結果報告書に、機械警備の場合は、業務報告書（機械作動時間と異常の有無を記載）を添付させており、有人警備の場合は、警備日誌を添付させ、履行を確認している。
- ・ 清掃業務においては、業務完了時毎に業務日誌を提出させており、請求書提出時に委託業務結果報告書に作業写真を添付させ、履行を確認している。
- ・ 設備管理業務においては、請求書提出時に委託業務結果報告書に、点検報告書（各種点検事項をチェックした内容が分かる書類）を添付させ履行を確認している。
- ・ エレベーター業務においては、請求書提出時に委託業務結果報告書に、点検報告書（各種点検事項をチェックした内容が分かる書類）を添付させ履行を確認している。
- ・ 消防業務においては、請求書提出時に委託業務結果報告書に、法定点検所定の報告書（各種法定点検事項をチェックした内容が分かる書類）を添付させ履行を確認している。

## (3) まとめ

委託契約締結後の監理・監督、履行確認事務の状況を見ると、業務の適正な履行を確保するために重要な



事務であるにもかかわらず、監督員の設置が皆無であり責任の所在が不明確であるなど職務体制は不十分なものとなっており、契約で提出を受けることと定められている書類が未提出となっているものが一部に見受けられた。

また、履行確認事務は、委託料の支出決定に必要な委託業務結果報告書等の確認は行われているものの、形式的に陥りやすい状況にあると見受けられた。

このような状況となっている原因として、所管課においては、業務に関し知見を有する職員が少なく、そうした課所では業務遂行を受託業者に任せきりとなっている面があると考えられる。しかし、施設（建物）維持管理業務を外部委託した場合であっても、所管課が施設（建物）の管理責任を免れるものではなく、監理・監督、履行確認をより適切に行う体制を整えることが望まれるところである。

#### 5 委託契約の改善・合理化の状況

行財政改革を積極的に進めるうへで、施設（建物）維持管理業務委託契約にあっても、業務内容や経費の見直し、業務の効率化を進め、経費の節減を図ることが求められている。

具体的には、委託発注の準備から、委託契約の締結、委託契約締結後の各段階を通じて契約の公正性・透明性・経済性を念頭に置きつつ継続的に、業務のあり方、業務の効率化、経費の節減合理化に創意・工夫を凝らす必要がある。

そこで、監査対象業務における改善・合理化の取り組みを調べたところ、以下のような状況であった。

##### (1) 委託発注準備段階の改善・合理化

委託発注準備段階における改善・合理化は、施設（建物）維持管理においては業務の実績等を分析・評価したうえで実施されるべきものであり、前年度落札額を当該年度の予定価格に反映する見直し以外では、近年、次の改善・合理化が図られている。

・警備業務で、国家資格である常駐警備資格保持の配置を義務づけ	1件
・清掃業務で、清掃材料や清掃方法の変更	2件
・清掃業務で、清掃回数を減らす仕様書の改善	20件
・設備管理業務で、作業点検時間を時間内に移動させることで経費削減	2件
・エレベーター業務で、総合契約からPOG契約（点検契約）に移行し経費削減	11件
・消防業務で、現場に応じた点検個数の増減	4件

##### (2) 委託契約の締結段階の改善・合理化

委託契約の締結段階における改善・合理化は、委託業務の性質、目的を十分認識のうえ業務執行能力を有する企業情報を把握し、地方自治体契約制度の適正な運用に努めながら実施されるべきものであり、近年、次の改善・合理化が図られている。

・警備、設備管理業務で、随意契約から入札に切り替えたことにより経費削減	7件
・警備業務で、随意契約から長期継続契約導入を機会に入札を実施し経費削減	3件

##### (3) 委託契約締結後の段階の改善・合理化

委託契約締結後においても単に履行の確認を行うのではなく、絶えず委託業務の改善・合理化を心掛ける必要があり、事後評価がその例である。

監査対象業務のうち、清掃業務については17年度から全庁的に事後評価を実施していることが認められた。その概略は次のとおりである。

・評価者	；検査員室検査員及び所管課の担当者
・評価項目；作業体制	：現場責任者、現場作業員、熱意
	作業管理：現場管理、出来形管理、使用材料、書類の整理
	完了の状況：出来ばえ
	工程管理：工程の進捗

##### (4) まとめ

委託業務の発注準備段階、契約締結段階、契約締結後の段階において、それぞれ改善・合理化に努めている事例が見受けられた。

しかしながら、こうした改善・合理化は一部にとどまっており、毎年繰り返される施設（建物）維持管理委託契約事務に必須のものとして全庁に定着するまでには至っていない状況である。

6 監査結果に添える意見

(1) 仕様書の作成や委託料の積算について

施設(建物)維持管理委託契約について、業務仕様書の作成が粗雑なものや委託料の積算内容が不明確なものが多数見受けられたので、当該事務の適正化を図る必要がある。

また、施設(建物)維持管理業務に関する職員研修を実施するほか、業務種別毎の標準的な仕様や積算基準、統一単価などを設けるとともに、仕様書の作成や委託料の積算をチェックし指導する庁内体制を整える必要がある。

(2) 監理・監督について

施設(建物)維持管理委託契約について、業務の執行を監理・監督する監督員の設置がなされず、受託者から徴取する書類に不備が見受けられるなど監理監督事務に不十分なものと見受けられたので、当該事務の適正化に努める必要がある。

(3) 業務の見直し改善について

毎年繰り返される施設(建物)維持管理委託契約について、業務の質の向上や効率化、経費の節減合理化を図るため、事後評価を拡充・徹底することが望まれる。

●金沢市監査公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成19年3月12日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

1 監査対象

(1) 紫錦台中学校配膳室等整備工事

教育委員会 教育総務課

工事場所	請負業者 (契約方法)	契約金額	契約 年月日	着工 年月日	竣工(契約) 年月日	監査 期間	実査 年月日
飛梅町 3番30号	(株)道法寺建設 (指名競争入札)	37,045,050 円	平成18年 7月27日	平成18年 7月27日	平成18年 12月19日  (平成18年 12月20日)	平成18年 9月5日 ~ 平成19年 2月27日	平成18年 10月30日 平成19年 1月12日

2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、上田忠信、増江 啓

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を实地監査した。

4 監査の結果

(1) 設計に関する事項

設計及び設計内容については、適正と認められた。

(2) 施工に関する事項

施工、施工管理及び検査については、適正に執行されていた。

(3) 事務手続に関する事項

契約等の事務手続については、適正に執行されていた。

平成19年(2007年)3月12日 印刷

平成19年(2007年)3月12日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

カネモト印刷(株)